

検査書類限定型試行工事 実施要領

1. 目的

「検査書類限定型試行工事」は、検査時（完成・既済部分等）を対象に、書類検査に必要な書類を限定し、工事検査の時間短縮や受注者の説明用資料作成の省略により、検査の効率化を進めるとともに、受発注者の負担軽減を図ることを目的とした試行工事である。

2. 対象工事

対象工事は、漁港漁場関係工事（海岸工事含む）において、Aランク発注（WTO工事含む）の工事について、受発注者協議のうえ実施するものとする。

なお、以下の工事については対象外とする。

- ・ 低入札価格調査対象工事
- ・ 施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事

3. 試行内容

（1）技術検査

検査職員は、技術検査時に下記の書類に限定して検査を行う。

①施工計画書	⑤出来形管理図表
②施工体制台帳	⑥品質管理図表
③工事打合せ簿（指示・協議・承諾・提出・報告・通知等）	⑦工事写真
④材料品質証明資料	

※上記書類は、検査用に作成するのではなく、適時、監督職員に提出した資料をとりまとめたものとする。

※上記以外の書類についても、従前どおりに取りまとめの上、監督職員の確認を受けるものとする。

※監督職員は「施工プロセス」のチェックリスト（工事成績評定実施基準の別紙-5①～④）を検査日までに検査職員に提出し、チェック内容を説明するものとする。

（2）調査協力

アンケート調査があった場合には、受発注者ともに協力するものとする。

4. 実施方法

- ・ 工事打合せ簿（協議）により、受注者と協議するものとする。
- ・ 発注者は、特別な事由がある場合は、検査通知時に、上記 7 書類以外の書類の追加提出を求めることを受注者に通知する。

5. その他

・ 入札説明書の記載例

○. 工事概要等

- (00) 本工事は、工事検査時（完成・既済部分等）を対象に、書類検査に必要な書類を限定し、工事検査の時間短縮や受注者の説明用資料作成の省略により、検査の効率化を進めるとともに、受発注者の負担軽減を図ることを目的とした「検査書類限定型試行工事」の対象工事である。

・ 特記仕様書の記載例

第○条 その他

○-○ 検査書類限定型試行工事

- (1) 本工事は検査書類限定型試行工事の対象である。
(2) 受注者は検査書類限定型試行工事の実施について、監督職員と協議のうえ、実施するものとする。
(3) 実施内容は以下のとおりとする。

1) 技術検査

技術検査官は、技術検査時に下記の7書類に限定して検査を行う。

①施工計画書、②施工体制台帳、③工事打合せ簿、④材料品質規格証明書、⑤出来形管理図表、⑥品質管理図表、⑦工事写真

※ 上記書類は、検査用に作成するものではなく、適時、監督職員に提出した資料を使用する。

※ 上記以外の書類についても、従前どおりに取りまとめの上、監督職員の確認を受けるものとする。

※ 監督職員は「施工プロセス」のチェックリスト（工事成績評定実施基準の別紙-5①～④）を検査日までに検査職員へ提出し、チェック内容を説明するものとする。

2) 調査協力

アンケート調査があった場合には、受発注者ともに協力するものとする。

・ 打合せ簿（協議）の記載例

1. 本工事を、「検査書類限定型試行工事」の対象工事とすることを協議願います。検査書類限定型試行工事とは、○○検査時に下記の7書類に限定して検査を行うものである。

①施工計画書	⑤出来形管理図表
②施工体制台帳	⑥品質管理図表
③工事打合せ簿（指示・協議・承諾・提出・報告・通知等）	⑦工事写真
④材料品質証明資料	

2. 実施状況や改善点等を把握するためのアンケートに協力する。